

# 八街市行財政改革プラン （平成23年度～26年度）を策定

市では、平成17年度から21年度までの5カ年を計画期間とした「八街市集中改革プラン」を策定し取り組みの結果、一定の成果をあげたところですが、平成22年度についても不断に行財政改革の推進に努め、新市長のもと、新たに平成23年度から26年度までの4年間についての計画を策定しましたので概要をお知らせします。

この新たなプランでは、限られた財源を重点的・効果的に配分し、効率的な行財政運営を行う観点から、真に必要な行政サービスを提供し、今後とも持続可能な財政運営を図ることを目的に、これまで取り組んだ八街市集中改革プランで掲げた基本方針を継続し、さらに効率的な行財政システムの確立を目指します。

## 【基本方針】

- ① 安定的な歳入の確保のために、歳入の根幹である市の税の確保に努めるとともに、受益者が限定される使用料・手数料等については、公平で相応な受益者負担を実現する。
- ② 現行の事務事業全般にわたり、費用対効果の分析や執行方法等について総点検を実施し、効率的な行財政運営を推進する。
- ③ 市が直接実施するよりも効率的・効果的なサービスが提供できるものについては、官と民の役割分担を明確にし、民間活力を積極的に活用する。
- ④ プランにおける取り組みについて
  - 1 歳入の確保
  - ・ 市税等の確保
  - ・ 受益者負担の適正化
  - ① 下水道使用料
  - ・ 財産の有効活用
  - 2 歳出の見直し
  - ・ 人件費の見直し
  - ① 職員定員の適正化
  - ② 給与費等の抑制
  - ③ 非常勤特別職報酬および報償の見直し
  - ・ 事務経費等の見直し
  - ・ 個別事業の見直し
  - ① 補助金
  - ② 扶助費
  - ③ 投資的経費
  - ・ 公共施設の運営・管理体制の見直し
  - 3 効率的な行財政運営
  - ・ 効率的な行財政運営の推進
  - ・ 職員の意識改革
  - ・ 広域行政の推進
  - 4 窓口サービスの充実
  - ・ 電子自治体の構築
  - ・ 総合窓口の研究

を実施し、効率的な行財政運営を推進する。

- ③ 市が直接実施するよりも効率的・効果的なサービスが提供できるものについては、官と民の役割分担を明確にし、民間活力を積極的に活用する。
- プランにおける取り組みについて
- 1 歳入の確保
- ・ 市税等の確保
- ・ 受益者負担の適正化
- ① 下水道使用料
- ・ 財産の有効活用
- 2 歳出の見直し
- ・ 人件費の見直し
- ① 職員定員の適正化
- ② 給与費等の抑制
- ③ 非常勤特別職報酬および報償の見直し
- ・ 事務経費等の見直し
- ・ 個別事業の見直し
- ① 補助金
- ② 扶助費
- ③ 投資的経費
- ・ 公共施設の運営・管理体制の見直し
- 3 効率的な行財政運営
- ・ 効率的な行財政運営の推進
- ・ 職員の意識改革
- ・ 広域行政の推進
- 4 窓口サービスの充実
- ・ 電子自治体の構築
- ・ 総合窓口の研究

5 市民と行政の協働の推進  
・ 協働の実践に向けた啓発の推進  
・ 協働の仕組みづくりと協働事業

将来にわたり持続可能な行財政運営を確立して、今後とも安定的に市民サービスを提供するためには、このプランを確実に推進していく必要があります。また、そのためには全庁が一丸となった取り組みが必要であり、さらには市民の皆さまや関係団体等のご理解とご協力が不可欠です。

そこで、このプランが確実に実行されているかどうかの進行管理を総務部企画課で担当し、八街市行財政改革推進本部が統括して、実施状況などを公表しながらこのプランの推進に努め、もって将来にわたり持続可能な行財政運営を目指します。

※市行財政改革プランは、市ホームページのほか、市役所企画課および公文書公開コーナーでご覧になれます。

詳しくは、市役所企画課  
☎ 443-1114 へ。

# 「八街の近世再発見」古文書講座を開催

八街市内に所在する古文書をテキストにして、二百年前の記録をつづった古文書の読み方や江戸時代の八街の歴史を、駒澤大学の先生方からわかりやすく教えて頂きます。この機会に、江戸時代に生きた人々の息遣いや躍動感あふれる姿、

そしていにしえびとの心を感じてはいかがですか。  
とき  
6月5日・12日・26日・  
7月3日・17日（日曜日）  
午後2時～4時（全5回）  
ところ  
市中央公民館  
対象  
市内在住・在勤者  
（成人のみ）

定員 20人（申込順）  
※申し込みは5月1日～17日まで郷土資料館で受け付けます。  
なお月曜・祝日（5月5日は開館）は休館となります。

☎ 443-1172 へ。  
詳しくは、市郷土資料館

## 家庭用小型合併処理浄化槽を設置する方には補助金制度があります

平成23年度の浄化槽補助内容は左表のとおりです。  
注意事項  
対象は下水道区域外の個人専用住宅です。

流域については環境課に確認してください。  
申請時期は、工事着工前になります。（すでに設置されているものは対象外と

なります）  
当該年度の予算が終了次第受け付け締め切りです。  
詳しくは、市役所環境課  
☎ 443-1406 へ。

## 補助金額

流域区分		市内全域	印旛沼流域	印旛沼流域以外
新築時に設置する場合	規格	高度処理型 BOD型※1	高度処理型 N10・P型※2	通常型
	5人槽	489,000円	444,000円	—
	7人槽	654,000円	486,000円	—
	10人槽	903,000円	576,000円	—
単独処理浄化槽から転換する場合	規格	高度処理型 BOD型※1	高度処理型 N20(N10)・P型※3	通常型
	5人槽	669,000円	624,000円	512,000円
	7人槽	834,000円	666,000円	594,000円
	10人槽	1,083,000円	756,000円	728,000円
汲み取り便槽から転換する場合	規格	高度処理型 BOD型※1	高度処理型 N20(N10)・P型※3	通常型
	5人槽	589,000円	544,000円	432,000円
	7人槽	754,000円	586,000円	514,000円
	10人槽	1,003,000円	676,000円	648,000円

※1 BOD除去率が97%以上かつ1ℓ当たりのBODが5mg以下の機能があるもの

※2 放流水1ℓ当たりの総窒素濃度10mg以下または総りん濃度が1mg以下の機能があるもの

※3 放流水1ℓ当たりの総窒素濃度20mg以下または総りん濃度が1mg以下の機能があるもの